

集

**三田学生サミット
コンテスト・交流会参加学生**

日頃の活動やこれからしたいと思っているまちづくり活動を発表しませんか？各分野で活躍する人からアドバイスが受けられます。学生と市民の皆さんとの交流会も実施！新たな繋がりや活動の輪を広げるチャンスです！

日時 = 3年2月7日(日) 15時～19時
※「with コロナ社会と自分を考えるワークショップ」の発表会を同日開催(13時～14時30分)

場所 = まちづくり協働センター

【学生のまちづくりコンテスト参加者の募集】

定員 = 8グループ程度(各グループ3人まで)

※申し込み内容により選考、選考結果は1月上旬に申し込み者へ通知

対象 = 高校・大学(大学院)・短期大学・専門学校に籍を置く学生または構成員の過半数以上が学生のグループ

※グループの代表者が学生であること

発表方法 = 会場での発表(各グループ3分程度の予定)

発表内容 = 下記①または②に該当すること

- ①今年度行った活動(継続中の活動を含む)
 - ②今年度または来年度中に行う予定の活動
- ※いずれも市内でのまちづくり活動、または市内を活動拠点とする活動、もしくは市と連携して取り組む活動を対象とする

【交流会参加学生の募集】

定員 = 先着40人(学生のまちづくりコンテスト参加者を優先)

対象 = 市内在住・在学の高校生・大学生など、または今後市内の学生と活動したい学生

内容 = 学生と市民・企業などが参加するワールドカフェ方式の交流

申し込み = 12月15日までに、市ホームページの申し込みフォームに必要事項を記入



問い合わせ = 若者のまちづくり課(559-5041 FAX 563-1366)

**国民健康保険・後期高齢者医療制度
高額療養費(外来年間合算)の申請**

国民健康保険・後期高齢者医療制度では、年間を通して外来診療にかかる自己負担額が一定額を超えた場合、超えた分が年間の高額療養費として支給されます。

対象・要件 = 基準日(7月31日)時点で、高額療養費の自己負担限度額の区分が「一般」または「市民税非課税世帯」に属する70歳以上の人で、個人ごとの外来診療にかかる自己負担の合計額(元年8月から2年7月分)が、限度額(144,000円)を超えていること ※1年の間に自己負担割合が「3割」の期間があった場合、その期間の自己負担額は合計額に含みません。

申請 = 対象者には12月上旬から順次、申請書類等を送付します。制度の詳細は、郵送書類をご確認ください。

問い合わせ = 国保医療課給付係(559-5049 FAX 559-2636)



**お忘れではないですか？
ひとり親世帯への
臨時特別給付金**

申請をお忘れではありませんか？

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給しています。

対象 = 児童扶養手当の受給資格があり、①～③のいずれかに該当する人

- ①2年6月分の児童扶養手当が支給された
- ②公的年金給付等を受給しており、児童扶養手当が支給されていない ※平成30年1月～12月の年間収入(公的年金給付等含む)が基準額以下の場合、支給対象
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の受給者と同じ水準になっている ※急変後1年間の収入見込額が基準額以下の場合、支給対象

給付額 =

- (1)基本給付：1世帯につき5万円+第2子以降1人につき3万円を加算
- (2)追加給付：対象①または②に該当する人のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大幅に減少した世帯は5万円を支給

申請・問い合わせ = 対象②または③と、対象①の追加給付は、3年2月26日までに申請書など(市ホームページからダウンロード可、下記窓口でも配布)を、郵送または窓口で、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階 子ども家庭課(559-5072 FAX 563-3611)

※対象①の場合、(1)基本給付の申請は不要



3年2月1日まで

**事業主の皆さんは、
「給与支払報告書」の提出を**

所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)は、令和2年中に支払った給与について、支払額の多少に関わらず給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を提出してください。

給与支払報告書は、令和2年中に給与を支払った全ての従業員(パート・アルバイト・役員などを含む)について、3年1月1日時点で在住する市町村に提出が必要です。 ※給与支払報告書は、市県民税の計算を行うための大切な資料です。期限を過ぎてから提出した場合、当初の税額通知の発送が遅れる場合がありますのでご注意ください。

提出・問い合わせ = 3年2月1日までに、「給与支払報告書」をeLTAX、郵送、窓口のいずれかで、〒669-1595 三輪2-1-1 市役所本庁舎2階 税務課市民税係(559-5053 FAX 563-5697)

※源泉徴収票(法定調書合計表・各種法定調書)などは兵庫税務署へ提出してください。



**感染リスクの高まる
「5つの場面」にご注意を！**

- ❶ 飲酒を伴う懇親会など
- ❷ 大人数や長時間の飲食
- ❸ マスクなしでの会話
- ❹ 狭い空間での共同生活
- ❺ 休憩室・喫煙所・更衣室など

自分や大切な人の生命・健康を守るため、上記「5つの場面」をできるだけ避け、機会があった場合は自身の体調の変化に注意してください。

手洗いや換気の実施など、基本的な感染症対策を徹底しましょう。

気になる症状がある場合は、まずかかりつけ医にお電話を！相談先に迷う場合は下記へご連絡ください。

新型コロナ健康相談コールセンター

078-362-9980

FAX **078-362-9874**

24時間受付(土・日曜、祝日を含む)

固定資産税に関するお知らせ

【改修工事で固定資産税が減額できます】 耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ(熱損失防止)改修工事を実施した場合、一定の要件を満たす家屋は、軽減措置が設けられています(都市計画税は除く)。

◆工事費用支払い後、**3カ月以内**に市へ申告が必要です。 ※申請書は市ホームページから印刷できます。(右記二次元コード)



◆手続きには工事内容などの証明書の添付等が必要です。

◆減額期間は工事完了翌年度分に限りです。

◆減額割合は対象工事により異なります。
申告・問い合わせ = 税務課資産税係(家屋担当559-5055 FAX 563-5697) ※詳しくは市ホームページ、納税通知書をご覧ください。

【家屋を取り壊した場合や未登記家屋の所有者変更は、連絡・届け出が必要です】

令和2年中に家屋を取り壊した場合は、**12月25日までに**下記へご連絡ください。現況を確認し、3年度の家屋課税台帳から登録を抹消します。相続・売買・贈与等で登記簿に登録していない家屋(未登記家屋)の所有者を変更した場合は、届け出が必要です。

問い合わせ = 税務課資産税係(家屋担当559-5055 FAX 563-5697)

【故人名義の固定資産は届け出を】

亡くなられた人の名義のまま相続登記をしていない場合は、「相続人代表者指定届」を下記へ提出してください。この届出書は、所有者が亡くなった後、相続登記をするまでの固定資産税の納付等について、相続人の代表者を定めるものです。

問い合わせ = 税務課資産税係(土地担当559-5054 FAX 563-5697)



行政証明書発行機の利用停止

12月11日(金)18時以降

庁舎内停電作業のため、市役所本庁舎1階に設置している「行政証明書発行機」が利用できません。お急ぎの方は、コンビニエンスストアのマルチコピー機をご利用ください。

※12日(土)は通常どおり8時から利用できます。

問い合わせ = 市民課(559-5068 FAX 560-2101)

三田あきんどまつり

12月12日(土)11時～16時



三田駅周辺の商店街で趣向をこらしたイベントを開催します。大売り出しや豪華商品が当たるクイズラリー、兵庫の物産市、軽トラ市、福引抽選会など、ぜひ遊びに来てください！

※マスクを着用してご来場ください。

問い合わせ = 市商工会(563-4455 FAX 563-6675)